

15 職場のハラスメント対策

ハラスメントとは

端的に言うと「いじめ・嫌がらせ」です。職場においては以下のようなハラスメントがあります。相手を思いやった行動を心がけましょう。

- **セクシュアルハラスメント(セクハラ)**
相手の意に反した性的な内容の発言や行動をし、その対応によって業務上で不利益を与えたり、就業環境を悪化させること
- **マタニティハラスメント(マタハラ)**
妊娠・出産・育児等のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うこと
- **パワーハラスメント(パワハラ)**
職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させること
- **カスタマーハラスメント(カスハラ)**
顧客等からの暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為により、労働者の就業環境を悪化させること

事業主が講ずべきハラスメント対策

職場におけるセクシュアルハラスメント及びマタニティハラスメントについては、相談窓口をあらかじめ定めるなど、事業主には必要な措置を講じる義務があります。

[パワーハラスメント対策の法制化]

職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となりました。(※中小企業は2022年4月1日から義務化されています。)

セクシュアルハラスメント等防止対策の実効性の向上

セクハラ、パワハラ、マタハラの防止に関する国・事業主・労働者の責務が明確化されました。事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して事業主が不利益な取扱いを行うことが禁止されました。

Q&A

実際に被害にあったときは？

- 嫌なことは嫌とはっきり言う。
- 職場のセクハラ相談員や信頼できる上司、同僚、労働組合に相談する。
- 繰り返されるときは記録する。(日時、場所、具体的な状況、誰がいたかなど)
- 福岡労働局雇用環境・均等部などの公的機関や弁護士に相談する。
- 最終的には裁判所に提訴も検討する。

■ セクシュアルハラスメントなどに関するお問い合わせ・ご相談

P.52 MAP D-1	福岡労働局雇用環境・均等部指導課 博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館4F	TEL 411-4894
P.54 MAP H-4	福岡県福岡労働者支援事務所 中央区赤坂1-8-8 福岡西総合庁舎5F	TEL 735-6149

コラム

これってブラックバイト？ ～学生アルバイトのQ&A～

- **お店が忙しいとき、休憩は我慢しないとだめ？**
労働基準法で、労働時間が
6時間を超え8時間以下の場合、少なくとも45分
8時間を超える場合は、少なくとも1時間
の休憩を与えなければならない、と定められています。
忙しいことを理由に休憩を与えないのは労働基準法違反です。
- **学校のテストがある日は休める？**
シフトを変更するには、法律上、事前に働く人と会社との合意が必要です。
決められた曜日や時間を無視して無理矢理シフトに入れられるなど、一方的にシフトを変更されて困るときは、はっきりと断りましょう。
- **開店準備や片付けの時間の給料はもらえる？**
会社の指示で働いた分は、当然に賃金(アルバイト代)が支払われなければなりません。この分が払われないのは、労働基準法違反です。
- **皿を割ってしまい、弁償金が給料から勝手に差し引かれてしまったけど仕方ない？**
弁償しなければならない場合もありますが、少なくとも、本来の値段以上を支払う必要はありません。裁判例では、労働者の過失の程度等の諸事情が考慮され、その多くは弁償金が制限されています。また、労使協定がなければ、アルバイト代から天引きすることはできません。
- **代わりを見つけないとバイトは辞めさせてもらえない？**
労働者は、原則として退職することをいつでも申し入れることができます。
代わりを見つけなければならないということはありません。

[参考 労働条件相談はっとライン、「はたらく」へのトビラ]